

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.3.3

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

国外不在者申告は郵便でも可能

◎大韓民国内に住民登録をしていたり国内居所申告をした大韓民国国民で外国で投票しようとする選挙権者は、大統領選挙と任期満了に伴う国会議員選挙が実施される時ごとに公館に国外不在者申告をしなければなりません。

国内に住民登録をしていたり国内居所申告をした大韓民国国民で▶大韓民国内に居住したり留まる者の内、国内不在者投票期間開始日(選挙日前 6 日)前に、出国し選挙日後に帰国を予定している者や▶外国に留まったり居住して選挙日までに帰国しない者で外国で投票をしようとする選挙権者は、大統領選挙または任期満了に伴う国会議員選挙を実施する時ごとに『国外不在者申告書』を公館に提出しなければなりません。この場合郵便でも提出することができ、国外不在者申告をした選挙に限って外国で投票することができます。

◆ 国 外 不 在 者 申 告 手 続 き

住民登録をして
いたり国内居所
申告をした
在外国民

公館に
「国外不在者
申告書」提出
(郵便可能)

公館の長が
「国外不在者申
告書」中央委員
会に送付

該当の区・市・郡
の長が国外不在
者申告人名簿を
作成

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています